

無線 LAN（院内 Free Wi-Fi）利用規約

第 1 条（目的）

この規約は、東大阪病院附属クリニック(以下、当院)が提供する無線によるインターネット接続環境(以下、無線 LAN)を通院患者(以下、利用者)に対して提供するにあたり必要な事項を定めるものとする。

第 2 条（サービスの内容）

利用者は、本規約の定めに従い本規約によって認められる範囲において、当院内で無線 LAN を利用することができる。

第 3 条（利用条件）

利用者は、自己の負担において無線 LAN を利用するための必要な通信機器等を準備するものとする。

利用者は無線 LAN を利用するにあたって利用申請手続きを必要としない。利用者が本サービスの利用を開始した場合、本利用規約の全てに同意したものとみなす。

第 4 条（禁止事項）

利用者は、以下各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他者の著作権またはその他一切の権利を侵害する行為および侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産を侵害する行為および侵害するおそれのある行為
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、当院に不利益または損害を与える行為および与えるおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷に該当する行為
- (5) 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (6) 犯罪行為または犯罪行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線 LAN を通じてまたは関連して使用・提供する行為
- (8) 不特定多数に対して広告・宣伝・勧誘等のメール、ショートメッセージ、テキストチャット等を送信する行為
- (9) ファイル共有ソフトの使用および著しく大量なデータの通信
- (10) 無線 LAN の SSID および PASS を他者に漏洩する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって当院および第三者に損害が生じた場合は、当該利用者は損害を賠償するものとする。

第 5 条（運用の中止）

当社は、以下各号のいずれかに該当する場合は、無線 LAN の提供を中止できるものとする。

- (1) 無線 LAN のシステムの保守または工事を定期的または緊急に行う場合
- (2) 非常事態により、無線 LAN の運用が不可能または困難となった場合
- (3) 無線 LAN のシステムに係る設備やネットワークの障害(通信速度の極端な低下等を含む)等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他当院が無線 LAN の運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 前項各号に該当する利用者の行為によって当社および第三者に損害が生じた場合は、当該利用者は、当該損害を賠償するものとする。

第 7 条（免責）

無線 LAN の利用に関連して利用者が生じた損害について、当院は一切の責任を負わないものとする。

2 当院は、無線 LAN が利用者の使用する通信機器等に適合するか否かについて一切保証しない。